

低車外音タイヤに関する試験方法及び表示方法に関する運用基準

タイヤ公正取引協議会

第1章 試験方法等の基準

1. 対象とするタイヤ

以下に定める市販用のタイヤとする。ただし、国際連合欧州経済委員会(以下「UNECE」という。)のタイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則第 117 号(以下「UN R117」という。)による規制の対象外となるタイヤ(応急用スペアタイヤ、プロフェッショナルオフロードタイヤ等)を除く。

(1) 乗用車用タイヤ

主に乗用車に装着するために設計されたタイヤ。

(2) 小型商用車用タイヤ

主に商用車に装着するために設計された商用車用タイヤであって、タイヤ単輪でのロードインデックス(以下「LI」という。)が 121 以下のもの又は LI を持たないタイヤで JATMA、ETRTO 等の参考規格にて定められている単輪使用の最大負荷能力が 1,499kg 以下のもの。

(3) 中・大型商用車用タイヤ

主に商用車に装着するために設計された商用車用タイヤであって、タイヤ単輪での LI が 122 以上のもの又は LI を持たないタイヤで JATMA、ETRTO 等の参考規格にて定められている単輪使用の最大負荷能力が 1,500kg 以上のもの。

2. 試験条件

国際標準化機構(以下「ISO」という。)が該当する国際規格(以下「ISO13325」という。)において定めた試験法によることとし、同試験法で試験が実施できない場合(例:試験タイヤを試験車両に装着できないケース等)は、UN R117 にて定めた試験法による。

ただし、下記についてはそれぞれ下記に定める方法による。

(1) 試験空気圧・試験荷重

ISO13325 において定めた規定にて試験空気圧、試験荷重を定められないタイヤは、以下により設定する。

① UNECE の商用車用タイヤに係る協定規則第 54 号に規定される PSI Index 又は kPa Marking を表示していない商用車用タイヤは、そのタイヤが準拠する規格に記載されている最大負荷能力に対応する空気圧を基準内圧 Pr とみなし、ISO13325 において定め

た規定に従って試験空気圧と試験荷重を設定する。

② LI が無いタイヤ(例:乗用車用タイヤで速度カテゴリー ZR のタイヤの一部(225/50ZR16 等)、プライレーティング表示のある小型商用車用タイヤの 82 シリーズ(145R12 LT 6PR 等)、小型商用車用タイヤ及び中型・大型商用車用タイヤのインチサイズ(7.00R15 LT 10PR, 11R 22.5 16PR 等))の最大負荷能力は、そのタイヤが準拠する規格にて定められている最大負荷能力を使用して試験荷重を設定する。単輪使用および複輪使用の両方の負荷能力が設定されている場合は、単輪使用の最大負荷能力を使用する。

(2) 試験を行うテストドライバー

利害関係のないプロドライバーが望ましいが、社内のテストドライバーでも可とする。

3. 試験の公正、正確性の確保

試験担当者は、試験の方法及び条件、試験結果の算出等については、ISO13325において定めた試験法に従うこととする。

また、製造業者等は、本基準の遵守について責任を有する者に本基準の実施について管理を徹底させる。

タイヤ公正取引協議会(以下「公取協」という。)は、タイヤの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)第 11 条第 8 項の規定に基づく届出のあった試験に関するデータを公取協のウェブサイトにて公開するものとする。

第2章 適正な表示方法等

1. 低車外音タイヤの定義

低車外音タイヤは、第1章で定める試験により算出された車外騒音(通過騒音)性能[dB (A)]が以下に定める基準値を超えないものとする。

【乗用車用タイヤの場合】

断面幅の呼び	基準値 dB (A)
185 以下	70
185 超 245 以下	71
245 超 275 以下	72
275 超	74

シビアスノータイヤ(注 1)、エクストラロードタイヤ(注 2)、レインフォースドタイヤ(注 2)、又はこれらの組み合わせについては、上記基準値を 1 dB (A) 引き上げるものとする。

【小型商用車用タイヤの場合】

用途カテゴリー	基準値 dB(A)	
	トラクション タイヤ以外	トラクション タイヤ(注 3)
ノーマルタイヤ	72	73
スノータイヤ(注 4)	72	73
シビアスノータイヤ(注 1)	73	75
特殊用途タイヤ(注 5)	74	75

【中・大型商用車用タイヤの場合】

用途カテゴリー	基準値 dB(A)	
	トラクション タイヤ以外	トラクション タイヤ(注 3)
ノーマルタイヤ	73	75
スノータイヤ(注 4)	73	75
シビアスノータイヤ(注 1)	74	76
特殊用途タイヤ(注 5)	75	77

- (注 1) そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、過酷な降雪条件下で使用するよう
に特別に設計されたスノータイヤで、UN R117 に規定される性能要件を満たし、タイヤ製造者が
自身の責任にてその性能レベルを満たすことを保証するタイヤ
- (注 2) ISO 4000-1 に規定された標準空気圧で対応する標準タイヤが支える荷重よりも、より高い空気圧
でより大きい荷重を支えるように設計されたタイヤ
(タイヤのサイドウォール部には、「EXTRA LOAD」、又は「REINFORCED」と刻印されている。)
- (注 3) さまざまな状況において力の伝達を最大にするために、主に車両のドライブ軸に装着することを
意図した小型商用車用タイヤ又は中・大型商用車用タイヤ
- (注 4) 主として、そのトレッドパターン、トレッドコンパウンド又はトレッド構造が、降雪条件下で、車両走
行を開始又は維持する能力においてノーマルタイヤよりも優れた性能を発揮するように設計され
たタイヤ
(タイヤのサイドウォール部には、「M+S」、「M・S」、「M&S」、又はこれに準じた表示が刻印されてい
る。)
- (注 5) オンロードとオフロードの両方を対象にした混合用途又はその他の特別な業務用途を意図したタ
イヤであって、ノーマルタイヤよりもブロックが大きくて間隔も広いブロックトレッドパターンを有し、
かつ以下全ての特性を有するもの

【小型商用車用タイヤの場合】

- (i) レッドの深さ 11mm 以上
- (ii) レッドパターンの空隙率 35% 以上

【中・大型商用車用タイヤの場合】

- (i) レッドの深さ 16mm 以上
- (ii) レッドパターンの空隙率 35% 以上

2. 低車外音タイヤに関する適正な表示方法及び情報提供等

(1) 適正な表示方法

事業者は、低車外音タイヤに該当するタイヤにのみ「低車外音タイヤ」又はこれに類する用語(例:「低車外騒音タイヤ」、「車外走行音軽減タイヤ」)を表示することができる。

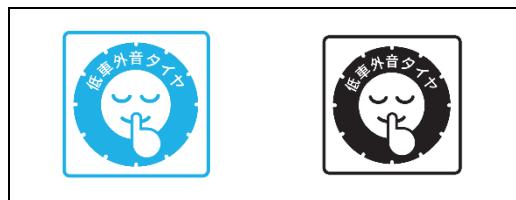
また、一部サイズが低車外音タイヤに該当しないタイヤについて、全サイズがあたかも低車外音タイヤであるかのように表示することにより、顧客に低車外音タイヤであると誤認させる表示はできない。

(2) 低車外音タイヤである旨の表示

事業者は、低車外音タイヤである旨について表示する場合は、原則、下図に定める図を表示するものとするが、表示スペースに余裕がない場合は、下図に定める図から外枠を削除したもの又は文字のみで表示することができる。

また、低車外音タイヤに該当しないタイヤについて、「低車外音タイヤ」又はこれに類する用語や、下図に定める図に類似する表示を行うことにより、顧客に低車外音タイヤであると誤認させる表示はできない。

(図例)



(3) 普及促進

低車外音タイヤの普及促進のため、製造業者等はウェブサイトやカタログにおいて、販売業者は小売店舗でポスター等の印刷物や口頭等により、同制度の趣旨の他、特に次の事項について情報提供に努めること。

- ① 走行音の低減が道路沿線環境の向上に寄与するものであること
- ② 「低車外音」との用語は一般的ではないので、その性能の内容

第3章 試験結果の届出及び試験の立会い

試験結果の公取協への届出及び公取協による試験への立会いについては、施行規則第 11 条第 8 項(試験に関するデータ (試験条件、試験結果の絶対値等。ただし、UNECE から認可を受けた試験機関が低車外音タイヤに関する試験方法等の基準と同等の基準に

より試験を行った場合は、その試験結果に基づいて発行された認可証又はその写し。)に、当該データが公正かつ正確であることを証明する旨を記載した書面を添付して公取協に届け出なければならない。)及び第9項(公取協は、比較表示に係る試験方法等の基準に基づき試験を実施していることを確認するための立会いができる。)の規定により行う。

なお、施行規則第11条第8項の届出は、UN R117の認可取得用試験レポートフォーマットに記載されている項目について、製造業者等が任意の書式により記載した試験結果報告書又はその写しを提出することにより行うことができる。

附 則

この運用基準は、タイヤの表示に関する公正競争規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。ただし、第2章 2.の規定は、令和5年1月1日から施行する。